

住宅エコポイントの再開について

通称 (目的)	現行制度	再開後
ポイント 発行対象 及び ポイント数	住宅エコポイント (住宅の省エネ化、住宅市場の活性化)	復興支援・住宅エコポイント (住宅の省エネ化、住宅市場の活性化、被災地復興支援)
	<p>エコ住宅の新築：全国一律30万ポイント ただし、太陽熱利用システム設置の場合、2万ポイント加算</p> <p><工事内容> ①省エネ法のトップランナー基準相当の住宅 ②省エネ基準(平成11年基準)を満たす木造住宅</p> <p>エコリフォーム：工事内容に応じ2千~10万ポイント (上限30万ポイント)</p> <p><工事内容> ○窓の改修工事、外壁、天井・屋根又は床の改修工事</p> <div data-bbox="593 885 1160 1145"> <p><断熱改修の例></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>複層ガラスへの交換</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>天井の断熱改修</p>  </div> </div> </div> <p>○併せて以下の工事等を行う場合はポイントを加算</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>バリアフリー工事：上限5万ポイント 工事内容に応じ5千~2万5千ポイント</p> </div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>省エネ住宅設備の設置：2万ポイント (太陽熱利用システム・節水型トイレ・高断熱浴槽)</p> </div>	<p>エコ住宅の新築：被災地は30万ポイント 被災地以外は15万ポイント ただし、太陽熱利用システム設置の場合、2万ポイント加算</p> <p><工事内容> ①省エネ法のトップランナー基準相当の住宅 ②省エネ基準(平成11年基準)を満たす木造住宅</p> <p>エコリフォーム：工事内容に応じ2千~10万ポイント (上限30万ポイント※)</p> <p><工事内容> ○窓の改修工事、外壁、天井・屋根又は床の改修工事</p> <div data-bbox="1411 853 1989 1114"> <p><断熱改修の例></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>複層ガラスへの交換</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>天井の断熱改修</p>  </div> </div> </div> <p>○併せて以下の工事等を行う場合はポイントを加算</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>バリアフリー工事：上限5万ポイント</p> </div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>省エネ住宅設備の設置：2万ポイント</p> </div> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>耐震改修工事：15万ポイント※</p> </div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>リフォーム瑕疵保険加入：1万ポイント</p> </div> <p>※耐震改修工事はポイントを別途加算(上限45万ポイント)</p>

ポイント交換
対象商品

○様々な商品との交換や追加工事の費用等に交換

省エネ・環境配慮商品	都道府県型の地域産品
全国型の地域産品	商品券・プリペイドカード
地域型の商品券	環境寄附
被災地への義援金・寄附	追加工事への即時交換

○「環境」と「被災地支援」に重点化
○「被災地支援」にポイントの半分以上を充当

省エネ・環境配慮商品	環境寄附
被災地への義援金・寄附	追加工事への即時交換
被災地の産品・製品	被災地の商品券等

※全国型の商品券・プリペイドカード、被災地以外の地域産品・商品券への交換は行わない。
※被災地の産品・製品、被災地の商品券等の要件については別途定める。

被災地の定義

—

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に基づく「**特定被災区域**」

※岩手県・宮城県・福島県の全域、青森県・茨城県・栃木県・埼玉県・千葉県・新潟県・長野県の一部(10県221市町村)

工事対象期間
(着工又は工事着手)

新築：平成21年12月8日※～平成23年7月31日
(※「明日の安心と成長のための緊急経済対策」の閣議決定日)
リフォーム：平成22年1月1日～平成23年7月31日

新築：平成23年10月21日※～平成24年10月31日
(※第3次補正予算案閣議決定日)
リフォーム：平成23年11月21日～平成24年10月31日

ポイント発行
申請期間

平成22年3月8日～
新築：
戸建住宅 ～平成24年6月30日
共同住宅等(階数10以下) ～平成24年12月31日
共同住宅等(階数11以上) ～平成25年12月31日
リフォーム： ～平成24年3月31日

平成24年1月中旬(調整中)～
新築：
戸建住宅 ～平成25年4月30日
共同住宅等(階数10以下) ～平成25年10月31日
共同住宅等(階数11以上) ～平成26年10月31日
リフォーム： ～平成25年1月31日
ただし、共同住宅等(階数10以下)で耐震改修を行うもの
～平成25年10月31日
共同住宅等(階数11以上)で耐震改修を行うもの
～平成26年10月31日